

# 目次

## 第一部 保険税務を理解する前に

### 第1 生命保険とは

- 1 生命保険の種類と保険事故……………12
- 2 保険契約の関係者……………14
- 3 契約内容の変更など……………16
- 4 生命保険の加入効果……………17
- 5 退職金・弔慰金財源を生命保険で作る……………19

### 第2 生命保険と税務

- 6 生命保険に関係する税金……………20
- 7 源泉徴収と確定申告の関係……………21  
(参考) 支払調書を提出する場合、支払調書の書式
- 8 法人税に影響する仕訳……………26

## 第二部 保険税務相談事例

### 第1 個人契約

#### 1) 生命保険料の払込み

- 9 生命保険料の払込み……………30
- 10 契約者と保険料負担者が異なる場合の取扱い……………33

#### 2) 保険金等の受取り

- 11 満期保険金の受取り(一時金・年金)……………35
- 12 満期保険金の受取り(控除する「支出金額」)……………38
- 13 死亡保険金の受取り(一時金・年金)……………40
- 14 死亡保険金の受取り(相続放棄した者が受け取る場合)……………42  
(参考) 相続放棄申述書
- 15 死亡保険金の受取り(相続人以外の者が受け取る場合)……………46  
(参考) 「生命保険金などの明細書」(相続税申告書別表第9表)
- 16 入院給付金・高度障がい保険金の受取り……………49
- 17 解約返戻金の受取り、一時所得の内部通算……………51
- 18 受取保険金の収入すべき時期(課税時期)……………53
- 19 個人年金保険に係る年金の受取り……………55  
(参考) 年金受給権の評価額とは  
(参考) 所得税法施行令別表「余命年数表」
- 20 個人年金保険に係る年金の受取り(契約者貸付金がある場合の雑所得の金額の計算)……………60
- 21 相続等に係る年金の雑所得の金額の計算……………62

22	個人年金保険に係る年金の受取り（具体的計算例）	64
23	取得した年金受給権の申告	66
24	こども保険（祝金の取扱い）	67
25	こども保険（契約者が死亡した場合）	71
26	妻や子が保険金や年金を受け取った場合	73
<b>3) 契約内容の変更など</b>		
27	契約者変更の取扱い（個人間の名義変更）	76
28	契約者変更の取扱い（個人年金保険）	79
29	保険金額を減額した場合の取扱い	81
30	契約転換したときの取扱い	83
<b>4) その他</b>		
31	「生命保険契約に関する権利」の評価を行う場合 （参考）「定期金に関する権利の評価明細書」 「相続税がかかる財産の明細書」（相続税申告書別表第11表） 「相続財産の種類別価額表」（相続税申告書別表第15表）	85
32	所得税の確定申告の仕方 （参考）所得税の確定申告書（第一表、第二表）	90
33	配偶者控除と扶養控除	94

## 第2 法人契約

### 1) 生命保険料の払込み・配当金の受取り

34	生命保険料の払込み	96
35	定期保険に係る保険料の取扱い	98
36	がん保険に係る保険料の取扱い	100
37	医療保険に係る保険料の取扱い	104
38	生前給付保険に係る保険料の取扱い	106
39	年払保険料の取扱い	107
40	特別保険料を払い込んだ場合	109
41	第1回保険料の振替日は？	111
42	払込保険料の経理処理を間違った場合	113
43	福利厚生プラン～保険料1/2損金算入の要件	114
44	積立配当金の取扱い	118

### 2) 保険加入

45	役員・使用人親族の保険加入	120
46	非常勤役員の高額保険金加入	122

### 3) 保険金等の受取り

47	満期保険金の受取り（一時金）	123
48	死亡保険金の受取り（一時金）	124

49	保険金を年金により受け取った場合の取扱い	125
50	代表取締役死亡の場合の保険金請求	127
51	受取保険金の益金算入時期（課税時期）	129
52	保険金受取時に益金が出る場合	130
53	入院給付金・高度障害保険金の受取り	134
54	年金の受取り（個人年金保険）	135
55	保険契約を解約した場合	137
56	保険料が給与扱になる契約の解約	138
57	生命保険信託	140
<b>4) 契約（内容）の変更など</b>		
58	契約者変更の取扱い（法人間の名義変更）	142
59	契約者変更の取扱い（法人から個人へ名義変更）	145
60	契約者変更の取扱い（個人から法人へ名義変更）	148
61	保険金額を減額した場合の取扱い	150
62	契約転換したときの取扱い	152
63	払済保険への変更	154
64	契約者貸付と自動振替貸付の取扱い	157
65	退職者契約を放置していた場合	159
66	給与扱契約のメリット・デメリット	160
<b>5) 特殊法人の取扱い</b>		
67	各種法人とその課税関係	161
68	宗教法人と生命保険	164
69	学校法人と退職金制度	167
70	社会福祉法人と退職金制度	170
71	医療法人と生命保険	173
72	NPO法人と生命保険	175
<b>第3 個人事業主契約</b>		
73	個人事業主契約取扱いのポイント	177
74	個人事業主契約の取扱い（保険金の受取りと退職金支払い）	180
<b>第三部 生命保険に関連した相談事例</b>		
<b>第1 退職金・弔慰金・見舞金</b>		
1) 退職金		
75	役員退職慰労金の支給	184
76	分掌変更等による役員退職慰労金の支給	186
2) 弔慰金・見舞金など		
77	弔慰金の税務取扱い	189

78 見舞金の税務取扱い	191
--------------	-----

## 第2 相続・贈与

### 1) 相続

79 民法（相続法）の改正	193
80 相続人とは	195
81 相続とみなし相続	197
82 相続税の具体的な計算方法	198
83 新しい遺産分割制度と生命保険	200
84 新しい自筆証書遺言制度と生命保険	202
85 新しい遺留分制度と生命保険	203
86 非上場株式評価額算定における生命保険の評価	205

### 2) 贈与

87 贈与税の計算方法（暦年課税方式と相続時精算課税方式）	207
88 贈与とみなし贈与	209
89 生命保険料（となる資金）の贈与	210
90 個人からの贈与・法人からの贈与	213

### 3) 事業承継

91 事業承継と生命保険	215
--------------	-----

## 第3 外貨建

92 外貨建生命保険の税務について	218
-------------------	-----

## 第四部 生命保険に必要な規程、議事録の作成

### 第1 退職金・慶弔見舞金支給規程の作成

93 役員退職慰労金支給規程（例）	222
94 退職金支給規程（例）	224
95 慶弔見舞金支給規程（例）	226

### 第2 議事録の作成（株式会社の場合）

#### 1) 株主総会議事録（例）

96 勇退退職慰労金支給の件	228
97 死亡退職金支給の件	231

#### 2) 取締役会議事録（例）

98 株主総会招集の件	232
99 勇退退職慰労金支給の件	234
100 死亡退職金支給の件	235
101 役員退職慰労金支給規程制定の件	236

102 生命保険契約締結の件	237
<b>(付録)</b>	
生命保険関係の税務否認事例	240
裁判例・国税不服審判所裁決事例	246
<b>(参考)</b>	
法人税基本通達等	264
所得税基本通達	270
相続税法基本通達等	273

# 21

## 相続等に係る年金の雑所得の金額の計算



平成22年7月の最高裁の判決を受けて、保険年金の雑所得の金額の計算が変更になったと聞いていますが、どのように変わったのでしょうか。

### 1

#### 雑所得の金額の計算の取扱い（変更）

生命保険契約に基づく年金（保険年金）は、雑所得に該当します。この雑所得の金額の計算については、従来は、次の1）の計算によっていましたが、相続等により取得したものとみなされる生命保険契約に基づく年金（相続等保険年金）は、2）のように、課税部分のみを対象とするよう取扱変更となっています。

（平成22年分以後の所得税についての雑所得の金額の計算並びに平成22年10月20日以後に確定申告書を提出する場合又は更正の請求をする場合に適用。）

1)	2) 以外の年金の雑所得の金額	総収入金額－必要経費
2)	相続等に係る生命保険契約に基づく年金の雑所得の金額	総収入金額（課税部分）－必要経費（課税部分）

この相続等保険年金は、具体的には、次のいずれかに該当するものです。いずれも、年金受取人≠保険料負担者。

- ① 死亡保険金を年金形式で受取っている年金（P41参照）
- ② こども保険の契約者が亡くなったことにより受取る養育年金（P71参照）
- ③ 個人年金保険契約に基づく年金（P55参照）

### 2

#### 課税部分と雑所得の金額

相続人等が相続等により取得した年金受給権に係る生命保険契約に基づく年金の支払を受ける場合におけるその年金については、課税部分と非課税部分に振り分けた上で、課税部分の所得金額についてのみ課税対象とすることとなりました。

具体的には、相続税の課税対象部分以外を所得税の課税対象とし、その年金の残存期間年数、受取総額等を基に、所得税の課税対象となる課税金額、そして「一単位当たりの金額」を計算し、これに経過年数を乗じて、その年分における雑所得に係る総収入金額を算出するものです。

経過年数は、受取初年のときには、0年、2年目のときには、1年となります。

### 3

#### 雑所得の金額の計算

雑所得の金額の計算については、課税金額を算出し、その後、雑所得の金額を算出することとなります。



いわゆる福利厚生プランに係る保険料の取扱いについては、どのような点に留意する必要があるのでしょうか。

## 1

### 払込保険料の経理処理

法人を契約者とし、その法人の役員・使用人を被保険者とする養老保険について、払い込まれた保険料の取扱いは、次のようになっています。(法基通9-3-4)

このうち、タイプ③のものを一般に、福利厚生プラン（保険料1/2損金プラン）と呼び、払込保険料のうち、1/2相当額を福利厚生費などの勘定科目を使って損金算入することとしています。このタイプの保険は、役員・使用人の福利厚生を目的として活用されることが多いからです。

保険商品	タイプ	保険金受取人		主契約保険料の取扱い	災害・医療関係特約保険料の取扱い
		死亡保険金	満期保険金		
養老保険	①	法人	法人	資産計上	損金算入*2 (期間の経過に応じて)
	②	役員・使用人の遺族	役員・使用人	給与	損金算入*2 (期間の経過に応じて)
	③	役員・使用人の遺族	法人	1/2相当額資産計上 1/2相当額損金算入*1 (期間の経過に応じて)	損金算入*2 (期間の経過に応じて)

\*1 普遍的加入が必要。普遍的加入でない場合には、被保険者に対する給与となります。

\*2 役員その他特定の使用人のみを被保険者とし、給付金受取人をその被保険者としている場合には、被保険者に対する給与となります。

## 2 福利厚生プランにかかる留意点

### 1) 全員加入が必要

原則として、保険料の1/2相当額は、損金算入となっていますが、役員・部課長その他特定の使用人のみを被保険者としている場合には、その保険料の額は、当該役員または使用人の給与とされます。

「1/2損金算入」のためには、役員・部課長その他特定の使用人のみを被保険者としていないこと（普遍的加入）、原則として全員加入とし、福利厚生に資することを目的としたものであることが必要となります。

ただ、「普遍的加入」であっても、役員または使用人の全部または大部分が同族関係者である法人については、たとえその役員または使用人の全部を対象として保険に加入する場合であっても、その保険料のうち、その同族関係者である役員または使用人に係る部分の金額については、これらの者に対する給与として取り扱われることとなりますので、ご注意ください。

一方、特約関係については、役員・部課長その他特定の使用人のみを被保険者とし、給付金の受取人をその被保険者としている場合には、特約保険料はその役員または使用人に対する給与となります。